

立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立山町内にある空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進を図るため、立山町空き家情報バンクに登録された空き家の所有者が行う当該空き家の家財の処分に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 立山町空き家情報バンク設置要綱（平成25年立山町告示第95号）第4条第2項の規定により登録された空き家をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 利用者 立山町空き家情報バンク設置要綱第7条第2項の規定により登録を受けた者をいう。
- (4) 家財 空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、調度、衣類及び食器類などの道具類をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次条に規定する補助対象の空き家の所有者であり、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 所有者が、宅地建物取扱業者又は不動産業者でないこと。
- (2) 所有者と利用者が3親等内の親族でないこと。
- (3) 所有者又は所有者と同一の世帯に属する者が、立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成19年立山町条例第2号）第2条第1号に規定する町税等を滞納していないこと。
- (4) 所有者又は所有者と同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 所有者が、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象の空き家)

第4条 補助対象の空き家は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 所有者と利用者との間で、令和2年4月1日以後に売買契約又は賃貸借契約が成立した空き家であること。
- (2) 補助金の交付を申請した日の属する年度内に家財処分の完了が見込まれる空き家であること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていない空き家であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象の空き家に残存する家財の処分に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。

2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家財処分を行う前に、立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 申請する空き家の土地及び家屋の所有権が確認できる書類
- (3) 家財の処分に要する経費に係る見積書の写し
- (4) 処分を予定している家財の現況写真
- (5) 町税等納付状況調査同意書（様式第2号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を適当と認めたときは、交付すべき補助金額を決定し、立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該事業の内容を変更する場合は、立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更を承認したときは、立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 補助事業を中止又は廃止する場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績の報告)

第10条 交付決定者は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに、立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 家財処分に要した経費の内訳が確認できる書類
- (2) 家財処分に要した経費の領収書の写し

- (3) 家財処分実施後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類
(補助金交付確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定による要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定による返還請求は、立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金返還請求書（様式第9号）により行うものとする。

3 返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。